

令和4年3月15日

厚生労働省障害保健福祉部長
田原 克志 様

(一社) 全国手をつなぐ育成会連合会
会 長 久 保 厚 子

新型コロナウイルス感染症の変異株急拡大に伴う緊急要望

日ごろから、知的・発達障害のある人や子どもとその家族の福祉についてご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。私たち全国手をつなぐ育成会連合会（以下「本会」という。）は、障害の状態にかかわらず、ライフステージに応じた適切な支援のもとで知的障害者が安心して暮らせる地域の実現を目指して活動に取り組んでおります。

さて、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の新たな変異株（以下「オミクロン株」という。）が急拡大しており、特に児童期の感染拡大が顕著になっております。このことについて、知的障害児の放課後等デイサービス（以下「放デイ」という。）利用に関する不安の声が本会にも寄せられております。

つきましては、次のとおり本会からの緊急要望を提出いたしますので、よろしくお取り計らいのほど、お願い申し上げます。

記

1 放課後等デイサービスの柔軟な支給決定を市町村へ通知してください

オミクロン株の拡大により、地域によっては厳しい基準で（たとえば1人でも陽性者が発覚した時点で）学級閉鎖や学年閉鎖に踏み切るケースもあり、知的障害児の保護者が働いている場合などには一時的に放デイの利用回数が増加することが起こります。こうした状況が今後もしばらくは続くことを踏まえ、改めて市町村に対して保護者の就労状況等を勘案した、柔軟な放デイの支給決定を行うことを通知してください。

2 いわゆる「できる限りの支援」を徹底し、利用者負担を減免してください

障害児本人または家族が新型コロナ陽性となった場合や濃厚接触者となった場合には、原則として登校停止となり、放デイにも通所できなくなります。また、学校によっては学級・学年閉鎖を実施する際には障害児本人が濃厚接触者でない場合でも在宅待機を求めるケースもあり、この場合には障害児本人の健康状態には問題がないにも関わらず、放デイに通所できない状況が生じます。

このような時には、国からの通知により、放デイ事業所からの電話連絡や家

庭訪問などにより子どもや世帯の状況を把握し、必要に応じて家庭内で実施可能な生活課題を提供するなどの、いわゆる「できる限りの支援」が認められており、孤立しがちな障害児と保護者にとって大きな支えとなっています。ただし、この支援は事業所の判断で実施する・しないを選択できる仕組みになっているほか、実施した場合は通常の放デイ利用と同じように利用者負担が発生することを理由に利用を希望しない世帯も存在します。

つきましては、オミクロン株急拡大の状況を踏まえ、この「できる限りの支援」がすべての放デイ事業所で確実に実施されるよう働きかけていただくとともに、「できる限りの支援」が障害児のいる世帯にとって孤立防止に資する取組みであることを評価し、少なくとも新型コロナを理由とする場合には利用者負担を減免する仕組みを導入していただきますよう、お願い申し上げます。

以 上